

ロシア連邦によるウクライナへの軍事侵攻に抗議する会長談話

2022年2月24日、ロシア連邦は、ウクライナに軍事侵攻を開始しました。報道によると、ウクライナでは、多くの市民が避難を余儀なくされ、また子どもを含めた尊い命が奪われています。

国連憲章は、2条4項で武力による威嚇又は武力の行使を禁じており、ロシア連邦の行為がこれに違反するのは明白です。また、同憲章51条は、2条4項の例外として自衛権の発動を認めていますが、これは当該国に対する武力攻撃が発生した場合に限られ、今回のロシア連邦のウクライナへの軍事侵攻が、同憲章51条の自衛権の発動にあたらぬことも明白です。当会は、国連憲章、国際法に違反するロシア連邦による軍事侵攻を強く非難します。

また、ロシア連邦は、核兵器保有国であることを示唆し、核による威嚇によって軍事侵攻を成功させようとし、さらに原発施設を占拠しています。このような核による威嚇は、到底見過ごすことはできません。被爆国として、また福島原発事故を経験した日本国民として、これまで築いてきた国際秩序を破壊し、地球規模で人の生命、環境等を危険にさらすロシア連邦の行為を断じて許すことはできません。

日々刻々と戦争によって命が奪われていっています。基本的人権の尊重と社会正義の実現を使命とする弁護士によって組織された当会は、基本的人権を侵害するロシア連邦の軍事侵攻に対して、即刻の撤退及び武力行使の停止を求め、日本政府には、解決に向けて粘り強く積極的な外交努力を求めます。

2022年（令和4年）3月16日

佐賀県弁護士会

会長 安永恵子